



# 秋田県公報

目 次

ページ

告示

字の名称の変更(三六八・市町村課).....	1
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(三六九・都市計画課).....	1
土地区画整理事業の終了の認可(三七〇・都市計画課).....	2
都市計画の変更による送付図書の縦覧(三七一・都市計画課).....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三七二・北秋田地域振興局建設部).....	2

公告

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定(総合防災課).....	3
事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の変更(情報公開課).....	3
地方公共団体組織認証基盤アプリケーション認証局の自己署名証明書のフィン ガープリント(情報企画課).....	4
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部).....	5
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部).....	5
土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部).....	5

告 示

秋田県告示第三百六十八号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十七年六月二十日から効力を生ずる。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の名称	変更後の字の名称
扇田	比内町扇田
独結	比内町独結
中野	比内町中野
味噌内	比内町味噌内
新館	比内町新館
達子	比内町達子
笹館	比内町笹館
谷地中	比内町谷地中
片貝	比内町片貝
八木橋	比内町八木橋
白沢水沢	比内町白沢水沢
小坪沢	比内町小坪沢
大葛	比内町大葛

秋田県告示第三百六十九号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 土地区画整理事業の名称  
横手市中田地区土地区画整理事業
- 二 施行者の名称  
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
- 三 施行地区  
横手市婦気大堤字中田及び字田久保下の各一部
- 四 事務所のある地  
湯沢市字下仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内
- 五 施行認可の年月日  
平成十年三月十日
- 六 事業施行期間  
平成十年三月十日から平成十七年三月三十一日まで
- 七 変更の内容  
事業施行期間の変更(変更後の事業施行期間 平成十年三月十日から平成十八年三月三十一日まで)  
変更認可の年月日  
平成十七年三月二十二日
- 八 秋田県告示第三百七十号  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十七年三月二十九日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 土地区画整理事業の名称  
田沢湖町駅前東土地区画整理事業
- 二 施行地区  
仙北郡田沢湖町生保内字男坂の一部
- 三 施行認可の年月日  
平成十六年三月二十四日
- 四 施行者の名称  
田沢湖町長 佐 藤 清 雄
- 五 事業施行期間  
平成十六年三月二十四日から平成十七年三月三十一日まで
- 六 終了認可の年月日

平成十七年三月二十二日

秋田県告示第三百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

鹿角都市計画下水道(鹿角市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

鷹巣町

二 都市計画事業の種類及び名称

鷹巣都市計画下水道事業 鷹巣町公共下水道

三 事業施工期間

平成三年八月三十日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成三年秋田県告示第五百九十七号及び平成十一年秋田県告示第二百六号の事業地に、鷹巣町綴字字佐戸岱、字胡桃館、字田中下モ、字中堤、字田中、字田中家前、字柳中、字掛泥向、字掛泥、字古関、坊沢字下大野、字中柳生、鷹巣字西屋敷、字北家後、字平崎上岱、脇神字平崎川戸沼、字平崎、字平崎上岱、字米の岱、字赤川岱及び字西陣場岱を加える。

(二) 使用の部分

なし

公 告

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	事務所の所在地	指 定 年 月 日
社団法人秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根一丁目十五番二十号	平成十七年三月二十二日
のしろエネルギーサービス株式会社	能代市万町十一番二十一号	
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南二丁目十番十六号	
財団法人秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町六番十七号	
社団法人秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町六番六号	
社団法人秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町六番六号	

秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成十三年四月一日秋田県公告）を次のように変更したので、公表する。  
変更後の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一 趣旨

- 一 この指針は、秋田県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第四十四条第一項の規定に基づき、事業者が個人情報の保護に関し自主的に適切な措置を講ずる際によりどころとなるよう作成したものである。
- 二 この指針は、個人情報の処理形態のいかんにかかわらず、その事業活動に伴って個人情報を取り扱うすべての事業者を対象とする。
- 三 事業者は、自ら保有する個人情報の性質、利用方法、適正な事業実施への影響等を総合的に勘案しつつ、この指針に定める事項の趣旨を十分に踏まえて、個人情報の保護に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

第二 定義

- 一 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別され得るものを含む。）をいう。
- 二 この指針において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- 三 この指針において「遺族」とは、事業者が死者を本人とする個人情報保有する場合において、次に掲げる者をいう。
  - (一) 当該死者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子
  - (二) 一に掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の父母
  - (三) 一及び二に掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹

第三 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する措置

一 個人情報の収集

- (一) 事業者は、個人情報を収集する場合は、次の事項を遵守するものとする。
  - その目的の達成のために必要な範囲内で収集すること。
  - 適法かつ公正な手段により収集すること。
- (二) 思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集は、正当な理由なくして行わないこととする。
- (三) 個人情報を収集する場合は、当該個人情報の収集の目的を明らかにし、当該個人情報の収集の目的を達成するために必要な範囲内で収集することとする。

ある個人情報、収集しないこと。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくと、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(四) 個人情報を取り扱う目的を本人に明らかにした上で、本人から収集すること。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくと、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(五) (三)及び(四)のただし書の定めるところにより個人情報を収集するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにすること。

## 二 個人情報の適正管理

事業者は、次の事項に留意して、その保有する個人情報を適正に管理するよう努めるものとする。

(一) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めること。

(二) 保有する個人情報は、取り扱う目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新のものに保つよう努めること。

(三) 保有する必要がなくなった個人情報、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講ずること。

(四) 個人情報を取り扱う業務に従事する者が、個人情報の保護のために必要な措置を適切に講ずるよう監督すること。

(五) 個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めること。

## 三 個人情報の利用及び提供

事業者は、個人情報を当該事業者内で利用し、又は当該事業者以外のものへ提供する場合は、次の事項を遵守するものとする。

(一) 個人情報を取り扱う目的の範囲内で利用し、又は提供すること。

(二) 個人情報を取り扱う目的の範囲を超える個人情報の利用又は提供は行わないこと。ただし、本人の同意があるとき、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(三) (二)のただし書の定めるところにより個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにすること。

## 四 個人情報の開示等

事業者は、その保有する個人情報の本人若しくは遺族又はこれらの法定代理人（以下「本人等」という。）から本人の個人情報について開示等を求められた場合は、次によるものとする。

(一) 本人等から本人の個人情報について開示するよう求められた場合は、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。

(二) 本人等から本人の個人情報の事実の誤りについて訂正（追加及び削除を含む。）するよう求められた場合においてその内容が正当と認められるときは、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。

(三) 本人等から本人の個人情報について利用の停止等をするよう求められた場合においてその内容が正当と認められるときは、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。

## 五 責任体制の確立

(一) 事業者は、個人情報が適正に取り扱われるよう責任体制の確立に努めるものとする。

(二) 事業者は、個人情報が適正に取り扱われるよう従業員等の意識の啓発等に努めるものとする。

(三) 事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人等から本人の個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## 第四 県が出資する法人の特例

事業者のうち条例第四条第二項の「県が出資する法人のうち実施機関が定めるもの」に該当する者は、個人情報の保護に関する規程を定め、県の実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する措置に講じた措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第五 個人情報取扱事業者の遵守すべき事項

事業者のうち個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）は、この指針のほか、同法第四章の規定を遵守するものとする。

地方公共団体組織認証基盤アプリケーション認証局の自己署名証明書のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

地方公共団体組織認証基盤アプリケーション認証局の自己署名証明書に關し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フロッガープリント
SHA 1	489E A1D5 21F8 9C45 4617 66E4 CC7D AD05 7725 A318
MD5	FE:DF:B2:E4:35:98:EF:DE: 02:78:81:F0:A1:C0:E5:79

(注)この表に掲げるフロッガープリントについては、これらを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、空白又は「:」の有無等表示が異なる場合がある。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡矢島町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年三月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十七年三月二十二日県営土地改良事業(西ノ又地区第二工区土地改良総合整備事業(一般型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定により、協和町から土地改良事業(和田地区基盤整備促進事業)に係る工事が平成十六年三月十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄